



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（総務私学課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 3
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課）…………… 3

公 告

- 情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 3
- 予算の公表（財政課）…………… 5

訓 令

- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課）…………… 5

告 示

沖縄県告示第220号

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定める。

なお、平成18年沖縄県告示第861号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）及び平成21年沖縄県告示第515号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）は、廃止する。

平成24年 4月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報

口頭により開示請求ができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
職員選考採用試験	総合順位(不合格者のみ)	合格発表の日から1月間	人事課
行政書士試験	総合得点	合格発表の日から1月間	市町村課
狩猟免許試験	知識試験及び技術試験の得点	合格発表の日から1月間	自然保護課
クリーニング師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	生活衛生課
調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	生活衛生課
ふぐ処理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	生活衛生課
製菓衛生師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	生活衛生課
毒物劇物取扱者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から5日間	薬務疾病対策課
登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	薬務疾病対策課

沖縄県立看護大学入学試験（一般選抜試験）	大学入試センター試験及び個別学力試験の科目別得点及び合計点並びに総合得点	学生募集要項で定める日から1月間	沖縄県立看護大学
農業管理指導士認定試験	総合得点	合格発表の日から1月間	営農支援課
農業機械士認定試験	筆記試験の得点	合格発表の日から1月間	糖業農産課
家畜人工授精講習会修業試験	筆記試験の得点	合格発表の日から1月間	畜産課
農業大学校入学試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	農業大学校
砂利採取業務主任者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	産業政策課
採石業務管理者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	産業政策課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	労政能力開発課
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	労政能力開発課
委託訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
職業能力開発校入校試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
職業能力開発校修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
技能照査	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1週間	職業能力開発校
第二種電気工事士養成施設修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
ガス溶接技能講習修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
車両系建設機械運転技能講習修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
液化石油ガス設備士養成施設修了試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	合格発表の日から1月間	職業能力開発校
沖縄県立芸術大学入学試験（一般選抜試験）	試験の得点又は段階評価	入学者選抜要項で定める日から1月間	沖縄県立芸術大学

沖縄県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 4月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
やしの木薬局	宜野湾市大山四丁目2番1号	平成24年2月1日
日本調剤久茂地薬局	那覇市久茂地3丁目16番1号	平成24年2月1日
こすも薬局	石垣市字新川29番地2	平成24年2月6日
医療法人仁誠会名嘉病院	嘉手納町字嘉手納258番地	平成24年2月17日
SMILE DESIGN 美里歯科医院	沖縄市美原四丁目4番2号	平成24年3月1日

沖縄県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 4月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
やしの木薬局	宜野湾市大山四丁目2番1号	平成24年2月1日
こすも薬局	石垣市字新川34番地	平成24年2月6日
ナチュラル薬局	うるま市字赤道260番地5	平成24年2月29日

沖縄県告示第223号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成24年 4月10日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成24年1月31日 沖縄県指令土第51号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 許可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 うるま市勝連南風原佛木屋原850番10、同市勝連南風原南地毛原877番5及び854番6、同市勝連南風原浜崎1292番7並びに同市勝連南風原助加屋1447番2及び1447番1の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点と⑥の地点を結ぶ平成10年11月6日付け沖縄県指令土第965号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.07メートルにより決定）及び⑨の地点と⑥の地点を結ぶ平成7年11月27日付け沖縄県指令土第878号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界（D.L.+2.07メートルにより決定）により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点我11勝連（北緯26度19分50秒8094、東経127度52分43秒121）から276度11分19秒1,802.53メートルの地点
 - ⑨の地点 ①の地点から228度10分00秒70メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から138度10分00秒825.72メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑩の地点から48度10分00秒30メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑦の地点から318度10分00秒825.72メートルの地点
 - (3) 面積 24,771.66平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成7年3月8日 沖縄県指令土第171号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 うるま市

公 告

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、平成22年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 4月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 公文書の開示請求の受付状況

(単位：件)

区分	開示請求件数
行政情報センター	801
宮古行政情報コーナー	0
八重山行政情報コーナー	0
警察情報センター	15
その他窓口（出先機関）	273
合計	1,089

2 実施機関別開示請求の受理状況

(単位：件)

実施機関		開示請求件数
知事	知事公室	4
	総務部	13
	企画部	12
	文化環境部	40
	福祉保健部	480
	農林水産部	63
	観光商工部	23
	土木建築部	333
	出納事務局	1
	小計	969
議会		8
教育委員会		34
公安委員会		0
警察本部長		15
選挙管理委員会		10
監査委員		0
人事委員会		0
労働委員会		0
収用委員会		1
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
公営企業の管理者		26
病院事業の管理者		26
合計		1,089

3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	715
	部分開示	262
	不開示	183
不存在		135
存否応答拒否		1
取下げ		21
合計		1,317

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定(処理)が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	処 理 状 況								未処理
		諮問	情報公開審査会							
			審議中	取下げ	答申済	答申の内容				
						認容	一部認容	棄却	却下	
12(10)	0	3(2)	1	0	5(5)	3(3)	0	2(2)	0	3

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成24年3月28日県議会の議決を経た平成24年度沖縄県一般会計予算、平成24年度沖縄県特別会計予算及び平成24年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成24年4月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県訓令第38号

沖縄県企業局訓令第3号

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月10日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長 兼 島 規
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 大 城 浩

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程(平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「企画部企画調整統括監」を「企画部企画振興統括監」に改める。
別表中「知事公室防災危機管理課長」を「知事公室地域安全政策課長」に改める。
知事公室返還問題対策課長」を「知事公室防災危機管理課長」

附 則

この訓令は、平成24年4月10日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成24年度沖縄県一般会計予算、平成24年度沖縄県特別会計予算及び平成24年度沖縄県企業会計予算の要領

平成24年度沖繩県一般会計予算

平成24年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ680,673,000千円と定める。
- 2** 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)
- 第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をする
ことができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用
することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額
に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	県	税	86,346,000 千円
		1 県民税	33,198,000
		2 事業税	12,824,000
		3 地方消費税	12,382,000
		4 不動産取得税	3,562,000
		5 県たばこ税	2,478,000
		6 ゴルフ場利用税	760,000
		7 自動車取得税	798,000
		8 軽油引取税	6,524,000
		9 自動車税	12,745,000
		10 鉱区税	13,000
		11 狩猟税	3,000
		12 石油価格調整税	986,000
		13 産業廃棄物税	73,000
			21,233,029
2	地方消費税清算金		21,233,029
3	地方譲与税		16,353,000
		1 地方法人特別譲与税	15,619,000
		2 地方揮発油譲与税	596,000
		3 石油ガス譲与税	30,000
		4 航空機燃料譲与税	108,000
			152,000
		1 地方特例交付金	152,000
5	地方交付税		209,000,000
		1 地方交付税	209,000,000
6	交通安全対策特別交付金		379,000
		1 交通安全対策特別交付金	379,000
7	分担金及び負担金		1,288,600
		1 分担金	88,379
		2 負担金	1,200,221

款	項	金額
8 使用料及び手数料	1 使用料	9,285,109 千円
	2 手数料	6,723,036
	3 証紙収入	251,844
9 国庫支出金		2,310,229
	1 国庫負担金	218,252,444
	2 国庫補助金	40,618,662
10 財産収入	3 委託金	176,197,129
		1,436,653
		2,200,536
11 寄附金	1 財産運用収入	1,538,030
	2 財産売却収入	662,506
12 繰入金		4,658
	1 寄附金	4,658
13 繰越金	1 特別会計繰入金	31,091,465
	2 基金繰入金	281,326
14 諸収入		30,810,139
	1 繰越金	1
15 県債	1 繰越金	1
		20,884,758
	1 延滞金、加算金及び過料	515,945
	2 県預金利息	20,912
	3 公営企業貸付金元利収入	10,000
	4 貸付金元利収入	11,558,457
	5 受託事業収入	706,921
16 歳入	6 収益事業収入	5,100,000
	7 利子割精算金収入	365
	8 雑収入	2,972,158
17 歳入		64,202,400
	1 県債	64,202,400
合計		680,673,000

歳出	款	項	金額	
1 歳出	議会費	1 議会費	1,371,570 千円	
		2 総務費	1 総務管理費	1,371,570
			2 企画費	71,102,874
			3 徴税費	16,694,712
			4 市町村振興費	14,337,253
			5 選挙費	4,484,235
6 防災費	31,419,865			
3 民生費	衛生費	7 統計調査費	590,700	
		8 人事委員会費	2,652,025	
		9 監査委員費	562,870	
			168,304	
			192,910	
			105,722,993	
		1 社会福祉費	69,535,659	
		2 児童福祉費	26,953,212	
		3 生活保護費	9,004,326	
4 衛生費	衛生費	4 災害救助費	229,796	
			23,991,757	
		1 公衆衛生費	8,053,708	
		2 環境衛生費	1,566,166	
		3 環境保全費	1,278,245	
		4 保健所費	2,619,185	
5 労働費	労働費	5 医薬費	4,564,690	
		6 保健衛生費	5,909,763	
			4,627,045	
6 労働費	労働費	1 労働費	3,550,479	
		2 職業訓練費	941,346	
		3 労働委員会費	135,220	

款	項	金額
6 農林水産業費		62,975,090 千円
	1 農業費	21,552,798
	2 畜産費	2,315,050
	3 農地費	28,740,649
	4 林業費	1,963,744
7 商工費		8,402,849
		35,764,121
	1 商業費	1,912,040
	2 工鉱業費	24,317,345
	3 観光費	9,534,736
8 土木費		86,326,565
	1 土木管理費	2,126,081
	2 道路橋りょう費	31,519,605
	3 河川海岸費	7,279,316
	4 港湾費	8,725,218
	5 都市計画費	23,580,976
	6 住宅費	6,766,075
	7 空港費	6,329,294
9 警察費		32,074,192
	1 警察管理費	29,488,609
10 教育費	2 警察活動費	2,585,583
		155,977,062
1 教育費	1 教育総務費	10,560,807
	2 小学校費	49,058,145
	3 中学校費	30,242,598
	4 高等学校費	44,711,110
	5 特別支援学校費	16,576,035
	6 社会教育費	1,569,820
	7 保健体育費	796,507
	8 大学費	2,462,040

款	項	金額
11 災害復旧費		3,307,335 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,814,137
	2 土木施設災害復旧費	1,426,824
12 公債費	3 教育施設災害復旧費	66,374
		69,625,498
13 諸支出金	1 公債費	69,625,498
		27,606,898
14 予備費	1 ゴルフ場利用税交付金	532,414
	2 自動車取得税交付金	530,947
	3 公営企業費	1,468,152
	4 財政調整基金積立金	37,516
	5 県有施設整備基金積立金	1,312,992
	6 利子割交付金	383,674
	7 配当割交付金	144,646
	8 株式等譲渡所得割交付金	26,863
	9 利子割精算金	2,007
	10 退職手当基金積立金	19,337
	11 減債基金積立金	99,339
	12 地域振興基金積立金	4,542
	13 地方消費税交付金	10,669,610
	14 地方消費税清算金	12,356,430
	15 特別会計等繰出金	18,429
歳出合計	1 予備費	200,000
		200,000
歳出合計		680,673,000

第2表 債務負担行為			
事	項	期 間	限 度 額
電子自治体推進事業費		平成25年度から平成29年度まで	42,708
揮発油税等軽減措置政策効果検証調査事業		平成25年度	7,327
農業近代化資金等利子補給金		平成25年度から平成39年度まで	34,361
経営体育成資金融通等利子補給金		平成25年度から平成31年度まで	877
平成24年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業開発公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償		平成24年度から平成34年度まで	沖縄県農業開発公社が事業を行うため金融機関等から資金を借入れた場合の総額362,792千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度額とする。
漁業近代化資金利子補給金		平成25年度から平成39年度まで	4,223
公共職業能力開発事業費		平成25年度	81,396
小規模企業者等設備貸与事業損失補償		平成25年度から平成33年度まで	12,000
機械類貸与事業損失補償		平成25年度から平成33年度まで	75,000
小規模企業対策資金損失補償		平成24年度から平成38年度まで	62,400
小口零細企業資金損失補償		平成24年度から平成38年度まで	26,000
ベンチャー支援資金損失補償		平成24年度から平成35年度まで	5,760
産業振興資金(企業立地推進貸付)損失補償		平成24年度から平成43年度まで	5,280

事	項	期 間	限 度 額
創業者支援資金損失補償		平成24年度から平成35年度まで	52,000
中小企業セーフティネット資金損失補償		平成24年度から平成33年度まで	43,740
新事業分野進出資金損失補償		平成24年度から平成38年度まで	21,120
沖縄IIT津梁パーク企業集積施設整備事業		平成24年度から平成40年度まで	2,104,240
公共地方道新設改良費(宜野湾南風原線)		平成25年度	220,000
公共地方道新設改良費(平良下地島空港線)		平成25年度	840,000
県営住宅建設費		平成25年度	384,000
空港管理運営費		平成25年度	270,000
企画管理推進事業費(教育情報化推進事業)		平成25年度から平成29年度まで	74,451
教育用設備整備費		平成25年度から平成29年度まで	568,860
学校建設費		平成25年度	1,393,985
施設整備費		平成25年度	1,754,638
通信指令活動事業費(通信指令活動事業費)		平成25年度から平成29年度まで	1,811,250
暴力団対策費		平成25年度から平成29年度まで	101,610

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県単緊急防災減災事業	31,200	(借入方法)	年9%以内	償還期間は、据置期間
地域総合整備資金貸付事業	795,000	証書借入又	(ただし、	を含め30年以内とする。
石綿健康被害救済制度推進事業	12,800	は証券発行	利率見直し	償還方法は、元利均等、
食肉衛生検査所建設事業	71,700	による。	方式で借り	元金均等等による。
老人福祉施設整備事業	422,100	発行価格が	入れる資金	ただし、財政の都合に
児童福祉施設等整備事業	117,700	額面金額を	について、	より、据置期間中であっ
社会福祉施設整備事業	164,600	下回るとき	利率の見直	ても繰上償還し、償還
一般公共事業	10,947,800	は、その発	しを行った	年限を変更し、又は借
家畜保健衛生所建設事業	146,800	行差額をう	後において	り換えることができる。
モバイル機器等稼働拠点形成促進事業	159,600	めるため必	は、当該見	
特別自由貿易地域整備事業	469,300	要な金額を	直し後の利	
県営住宅建設事業	689,600	これに計算	率)	
県単道路整備事業	535,100	した金額と		
県単河川等整備事業	392,900	することが		
県単離島空港整備事業	82,400	できる。		
新石垣空港建設事業	888,800			
振興支援対策事業	8,600	(借入時期)		
高等学校施設整備事業	1,930,300	平成24年度。		
特別支援学校施設整備事業	1,196,500	ただし、事		
高等学校施設整備事業	41,000	業その他の		
特別支援学校施設整備事業	8,300	都合により、		
警察庁舎等施設整備事業	36,600	その一部又		
交通安全施設整備事業	360,000	は全部を後		
災害復旧事業	593,700	年度に繰り		
臨時財政対策債	44,100,000	延べて起債		
合 計	64,202,400	することが		
		できる。		

平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,450千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入金	繰入金	1 一般会計繰入金	625
		繰入金	625
	繰越金	75,029	
2 繰越金	繰越金	1 繰越金	75,029
		繰越金	35,796
	繰入金	35,525	
3 諸収入	諸収入	1 貸付金元利収入	271
		雑収入	111,450
歳入合計			111,450
歳出	款	項	金額
1 農林水産業費	農林水産業費	1 農業費	105,891
		農業費	105,891
2 公債費	公債費	1 公債費	3,706
		公債費	3,706
3 繰出金	繰出金	1 繰出金	1,853
		繰出金	1,853
歳出合計			111,450

平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,412,836千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	繰越金		540,733 千円
		1 繰越金	540,733
2	諸収入		872,103
		1 貸付金元利収入	872,103
歳入		合計	1,412,836
歳出		項	金額
1	商工費		550,664 千円
		1 商業費	550,664
2	公債費		862,172
		1 公債費	862,172
歳出		合計	1,412,836

平成24年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成24年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,203千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰越金	繰越金		58,365 千円
	繰越金	繰越金	58,365
2 諸収入	収入		441,838
	収入	1 貸付金元利収入	441,838
歳入		合計	500,203
歳出		項	金額
1 中小企業振興費	振興費		500,203 千円
	振興費	1 中小企業振興費	500,203
歳出		合計	500,203

平成24年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成24年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ551,732千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 使用料及び手数料	収 入	1 使 用 料	459,579 千円
		1 財 産 運 用 収 入	459,579
2 財 産 収 入	収 入	2 財 産 売 払 収 入	4,897
			4,895
3 繰 越 収 入	金		2
			86,462
4 諸 収 入	入	1 繰 越 金	86,462
		1 雑 入	794
歳 入 合 計			794
歳 入 合 計			551,732
歳 出		項	金 額
1 土 木 費	費		551,732 千円
		1 空 港 費	551,732
歳 出 合 計			551,732

平成24年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,933千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	繰入金		2,806
		1 一般会計繰入金	2,806
2	繰越金		28,504
		1 繰越金	28,504
3	諸収入		170,623
		1 貸付金元利収入	169,781
		2 雑収入	842
	歳入	合計	201,933
歳出	款	項	金額
1	民生費		201,933
		1 母子寡婦福祉費	201,933
	歳出	合計	201,933

平成24年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成24年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,028,695千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

歳入	款	項	金額
1	分担金及び負担金		5,641,456 千円
		1 負担金	5,641,456
2	国庫支出金		5,706,000
		1 国庫補助金	5,706,000
3	財産収入		309
		1 財産運用収入	309
4	繰入金		445,567
		1 一般会計繰入金	445,567
5	繰越金		127,999
		1 繰越金	127,999
6	諸収入		17,205
		1 雑収入	17,205
7	県債		1,089,500
		1 県債	1,089,500
8	使用料及び手数料		659
		1 使用料	659
	歳入	合計	13,028,695
歳出	款	項	金額
1	土木費		11,715,398 千円
		1 都市計画費	11,715,398
2	公債費		1,313,297
		1 公債費	1,313,297
	歳出	合計	13,028,695

事項	項目	期間	限度額
中部流域下水道建設費	中部流域下水道建設費	平成25年度	6,584,000 千円
中城湾流域下水道建設費	中城湾流域下水道建設費	平成25年度	2,520,000
中城湾南部流域下水道建設費	中城湾南部流域下水道建設費	平成25年度	700,000
中城湾流域下水道維持管理費	中城湾流域下水道維持管理費	平成25年度から平成27年度まで	903,153
中城湾南部流域下水道維持管理費	中城湾南部流域下水道維持管理費	平成25年度から平成27年度まで	475,087

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	1,089,500	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等式による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	1,089,500			

平成24年度沖繩県所有者不明土地管理特別会計予算

平成24年度沖繩県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,261千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	財産収入		19,454 千円
		1 財産運用収入	19,454
2	繰越金		127,094
		1 繰越金	127,094
3	諸収入		2
		1 雑入	2
4	国庫支出金		80,711
		1 委託金	80,711
	歳入	合 計	227,261
歳 出		項 目	金 額
1	土地管理業務費		106,843 千円
		1 土地管理業務費	106,843
2	予備費		120,418
		1 予備費	120,418
	歳出	合 計	227,261

平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,924千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金	額
1 繰越	金	繰越	金	44,237
			千円	
2 諸収	入	1 繰越	金	44,237
		1 県預金	利子	82
		2 貸付金	元利収入	28,091
		3 雑	入	514
歳入			合計	72,924
歳出	款	項	金	額
1 農林水産	産業費	業費	費	72,924
			千円	
歳出			合計	72,924

平成24年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成24年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ379,966千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		211,885 千円
		1 使 用 料	211,885
2	繰 入 金		97,634
		1 一 般 会 計 繰 入 金	97,634
3	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
4	諸 収 入		70,446
		1 雑 入	70,446
	歳 入	合 計	379,966
歳 出	款	項	金額
1	中央卸売市場事業費		265,423 千円
		1 中央卸売市場事業費	265,423
2	公 債 費		114,543
		1 公 債 費	114,543
	歳 出	合 計	379,966

平成24年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

平成24年度沖縄県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,820千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	繰入金	1 一般会計繰入金	639 千円
2	繰越金	1 繰越金	7,211
3	諸収入	1 貸付金元利収入	7,970
	歳入	合計	15,820
歳出	款	項	金額
1	農林水産業費	1 林業費	15,820 千円
	歳出	合計	15,820

平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,390,937千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（地方債）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	財産収入		1 財産売却収入	1,020,633 千円
			2 財産運用収入	1,002,885
2	繰越金		1 繰越金	17,748
			1 繰越金	1
3	諸収入		1 繰越金	1
			3 繰越金	3
1	県債		1 県預金	1
			2 県債	2
4	県債		1 県債	370,300
			2 県債	370,300
歳入合計				1,390,937
歳出				
1	商工費		1 商工費	42,412 千円
			1 工業費	42,412
2	公債費		1 公債費	1,348,525
			2 公債費	1,348,525
歳出合計				1,390,937

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (新港地区) 臨海部土地 造成事業	千円 370,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	370,300			

平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,259千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (地方債)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		116,745 千円
2	繰 入	1 使 用 料	116,745
		1 一 般 会 計 繰 入 金	109,000
3	繰 越	1 繰 越 会 計 繰 入 金	109,000
		1 繰 越 金	3,314
4	県 債	1 繰 越 金	3,314
		1 県 債	171,200
	歳 入	合 計	171,200
			400,259
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		62,847 千円
2	公 債 費	1 港 湾 費	62,847
		1 公 債 費	337,412
	歳 出	合 計	337,412
			400,259

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港 施設整備事業	千円 171,200	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	171,200			

平成24年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

平成24年度沖縄県自由貿易地域特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247,487千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		158,917 千円
		1 使用料	158,917
2	繰越金		1
		1 繰越金	1
3	諸収入		79,875
		1 雑収入	79,874
		2 延滞金、加算金及び過料	1
4	繰入金		8,694
		1 一般会計繰入金	8,694
	歳入	合計	247,487
歳出	款	項	金額
1	商工費		156,900 千円
		1 商業費	156,900
2	公債費		90,587
		1 公債費	90,587
	歳出	合計	247,487

平成24年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成24年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ344,069千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	財産収入		141,373 千円
		1 財産運用収入	141,373
2	繰越金		18,780
		1 繰越金	18,780
3	繰入金		183,916
		1 基金繰入金	183,916
	歳入	合計	344,069
歳出			
1 産業振興費		項	金額
		1 産業振興費	344,069 千円
	歳出	合計	344,069

平成24年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成24年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ366,321千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	使用料及び手数料		千円 66,095
	1	使用料	66,095
2	繰入金		278,517
	1	一般会計繰入金	278,517
3	果債		21,000
	1	県債	21,000
4	繰越金		709
	1	繰越金	709
		合計	366,321
歳入			
歳出		項	金額
1	土木費		千円 9,311
	1	港湾費	9,311
2	公債費		357,010
	1	公債費	357,010
		合計	366,321
歳出			

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港整備事業	千円 21,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行うた後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	21,000			

平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ856,759千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	155,971 千円
2	繰 越 金		155,971
		1 繰 越 金	59,588
3	諸 収 入		59,588
		1 雑 入	1,800
4	県 債		1,800
		1 県 債	639,400
	歳 入 合 計		639,400
			856,759
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		139,857 千円
		1 港 湾 費	139,857
2	公 債 費		716,902
		1 公 債 費	716,902
	歳 出 合 計		856,759

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港マリン・ タウン整備事業	千円 639,400	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすることが できる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	639,400			

平成24年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成24年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,040千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰入	金		49,456 千円
		1 一般会計繰入金	49,456
2 諸収	入		67,584
		1 雑入	67,584
歳入		合計	117,040
歳出		項	金額
1 土木	費		3,387 千円
		1 道路橋りょう費	3,387
2 公債	費		113,653
		1 公債費	113,653
歳出		合計	117,040

平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款		項	金額
	越	金		
1 繰	越	金		106 千円
			1 繰	106
2 県	債	債		94,400
			1 県	94,400
	歳入	合計		94,506
歳出				
	款	項	金額	
1 公	債	費		94,506 千円
			1 公	94,506
	歳出	合計		94,506

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (泡瀬地区) 臨海部土地 造成事業	千円 94,400	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成24年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合計	94,400			

平成24年度沖繩県公債管理特別会計予算

平成24年度沖繩県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,368,422千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1	総 入	金		69,568,422 千円
			1 一般会計繰入金	69,568,421
			2 基金繰入金	1
2	県 債			6,800,000
			1 県 債	6,800,000
	歳 入		合 計	76,368,422
歳 出		款	項	金 額
1	公 債 費			76,368,421 千円
			1 公 債 費	76,368,421
2	諸 支 出 金			1
			1 減債基金積立金	1
	歳 出		合 計	76,368,422

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 6,800,000	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率) (借入時期) 平成24年度	償還期間は、据置期間を含め15年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	6,800,000			

平成24年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成24年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 2,304 床
- (2) 年 間 患 者 数 1,489,821 人
- 入 院 701,405
- 外 来 788,416
- 病 院 723,806
- 診 療 所 64,610
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
- 入 院 1,922 人
- 外 来 3,218
- 病 院 2,954
- 診 療 所 264

(4) 主要な建設改良事業

- 新宮古病院施設整備事業 1,634,414 千円
- 宮古島市休日夜間診療所整備事業 16,191
- 中部病院がん化学療法センター・総合周産期センター整備・拡充事業 30,500
- 南部医療センター渡嘉敷診療所等浄化槽取替工事 9,020
- 宮古病院研修医等宿舎確保事業 7,284
- 八重山病院東棟棟空調設備取替工事 47,745

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- 収 入
- 第 1 款 病 院 事 業 収 益 48,819,426 千円
- 第 1 項 医 業 収 益 43,877,805
- 第 2 項 医 業 外 収 益 4,900,002
- 第 3 項 特 別 利 益 41,619

支 出

第1款 病院事業費用 48,515,698 千円
 第1項 医療費用 47,278,450
 第2項 医療外費用 1,031,897
 第3項 特別損失 195,351
 第4項 予備費 10,000
 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,344,133千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,629千円及び過年度分損益勘定留保資金1,341,504千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入 6,378,741 千円
 第1項 企業債 3,908,100
 第2項 他会計負担金 2,068,356
 第3項 国庫補助金 402,285

支 出

第1款 資本的支出 7,722,874 千円
 第1項 建設改良費 5,086,502
 第2項 企業債償還金 2,636,370
 第3項 無形固定資産 1
 第4項 国庫補助返還金 1
 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
 2 限度額 3,908,100千円
 3 起債の方法 証券借入又は証券発行
 借入時期は、平成24年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。
 4 利率 年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等にて償還する。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。
 (予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 (1) 収益的支出における医療費用、医療外費用及び特別損失相互間の流用
 (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 職員給与費 28,736,938 千円
 (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,729,794千円である。
 (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,650,904千円と定める。
 (重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

数量	名称	種類
1	乳房X線撮影装置	器械備品
2	電子カルテシステム	器械備品
1	超電導磁石式全身用MR装置	器械備品
1	全身用X線CT診断装置	器械備品
1	RIS・PACS	器械備品
1	電話交換機及びナースコール連動内線システム	器械備品
1	厨房設備	器械備品
1	薬品・調剤システム	器械備品

平成24年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか20市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	148,106 千 ³ m
(3) 一日平均給水量	405 千 ³ m
(4) 主要な建設改良事業	11,953,306 千円
イ 石川浄水場高度浄水処理施設建設事業	3,647,847
ロ 導送水施設整備事業	3,187,683
ハ 北谷浄水場施設整備事業	2,644,300
ニ 多目的ダム建設負担金	2,473,476

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 水道事業収益	16,208,504 千円	第1款 水道事業費用	17,026,657 千円
第1項 営業収益	15,901,710	第1項 営業費用	13,950,432
第2項 営業外収益	249,339	第2項 営業外費用	2,135,580
第3項 特別利益	57,455	第3項 特別損失	935,645
		第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,998,335千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額141,461千円、過年度分損益勘定留保資金1,746,488千円及び減価償立金1,110,386千円で補てんするものとする。）。

収入		支出	
第1款 資本的収入	13,663,431 千円	第1款 資本的支出	16,661,766 千円
第1項 補助金	9,813,343	第1項 建設改良費	12,553,537
第2項 企業債	2,243,000	第2項 企業債償還金	3,731,300
第3項 固定資産売却代金	1	第3項 国庫補助金返還金	376,929
第4項 投資償還金	498,940	(債務負担行為)	
第5項 他会計長期貸付金償還金	700,000	第5条 債務負担行為をすすることができている事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	
第6項 建設負担金返還金	408,147		

第5条 債務負担行為をすすることができている事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
石川浄水場高度浄水処理施設建設事業	平成25年度	3,543,448 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成25年度	1,981,622 千円
導送水施設整備事業	平成25年度	946,927 千円
名護浄水場及び久志・名護排水処理施設運転管理業務委託事業	平成25年度から平成27年度まで	186,846 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的	①多目的ダム建設負担金 ②導水、取水、浄水、送水施設整備事業
2 限度額	2,243,000 千円
3 起債の方法	証書借入又は証券発行
4 利率	年9%以内
5 償還の方法	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,374,028千円
- (2) 交際費 150千円

(他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特別償等の償還等に要する経費等に要するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、676,300千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

平成24年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--|----------------------|
| (1) 給水対象 | 93 事業所 |
| (2) 当年度総給水量 | 7,089 千 ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 19 千 ³ |
| (4) 主要な建設改良事業
糸満系工業用水施設
改良工事調査設計業務 | 12,243 千円
12,243 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		328,004 千円
第1項 営業収益		269,582
第2項 営業外収益		58,421
第3項 特別利益		1
支		
第1款 工業用水道事業費用	342,588 千円	
第1項 営業費用	316,502	
第2項 営業外費用	25,585	
第3項 特別損失	1	
第4項 予備費	500	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,105千円は、過年度分損益勘定留保資金102,198千円及び減価積立金5,907千円で補てんするものとする。）。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	32,428 千円	第1款 資本的支出	140,533 千円
第1項 補助金	32,427	第1項 建設改良費	12,929
第2項 固定資産売却代金	1	第2項 企業債償還金	77,603
		第3項 国庫補助金返還金	1
		第4項 投資	50,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
名瀬浄水場及び久志・名瀬排水処理施設運転管理業務委託事業	平成25年度から平成27年度まで	3,104 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 32,138 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,514千円である。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 金城印刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号